

3.9 世代移動通信システムの開設計画に係る認定開設者 4 者合意内容

開設指針第 9 項 終了促進措置に関する事項
開設指針第 9 項 第 1 号
1. FPU(番組素材中継を行う無線局)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 終了促進措置については、平成 26 年度末までに完了します。(設備変更の工事は平成 25 年下期から平成 26 年度末にかけて実施します。) ただし、免許人団体や対象免許人からの要望がある場合には、個別に協議を実施します。 ・ 関東地方の対象免許人については、先行して検証頂けるよう平成 25 年度下期から、順次新周波数帯の無線局を提供します。 ・ 特定基地局の開設については、平成 26 年 8 月末までに全ての対象免許人から合意を得ます。 ・ 対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合等は、平成 26 年度末を期限として周波数共用を実施します。ただし、免許人団体や対象免許人からの周波数共用の希望がある場合には、個別に協議を実施します。 ・ 終了促進措置が未完了な地域の無線局が、終了促進措置が完了済みの地域へ移動する場合は、対象免許人と認定開設者間で干渉回避の確認を行います。 ・ 干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。
2. ラジオマイク
<ul style="list-style-type: none"> ・ 終了促進措置については、平成 26 年度末までに完了します。(設備変更の工事は平成 25 年下期から平成 26 年度末にかけて実施します。) ただし、免許人団体や対象免許人からの要望がある場合には、個別に協議を実施します。 ・ 設備変更については、容易に取替等が可能な無線局から、順次終了促進措置を完了します。 ・ 特定基地局の開設については、平成 26 年 8 月末までに全ての対象免許人から合意を得ます。 ・ 対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合等は、平成 26 年度末を期限として周波数共用を実施します。ただし、免許人団体や対象免許人からの周波数共用の希望がある場合には、個別に協議を実施します。 ・ 終了促進措置が未完了な地域の無線局が、終了促進措置が完了済みの地域へ移動する場合は、新周波数帯に対応した代替設備の貸出しを行います。 ・ 代替設備での対応が困難な場合には、対象免許人と認定開設者間で干渉回避の確認を行います。 ・ 干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。
開設指針第 9 項 第 4 号(1)
1. 他の認定開設者との協議・合意
<ul style="list-style-type: none"> ・ 終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と共同して実施し、その方法について、認定日から 3 か月以内に、他の全ての認定開設者と協議し、合意する。

開設指針第9項 第4号(2)
2. 実施概要の周知
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施概要の周知については、合意日から6か月以内に、認定開設者4者で共同して設立する「一般社団法人」や、認定開設者各社のウェブサイト、免許人団体のウェブサイトや会報、販売店での文書配布、技術雑誌への広告、放送関係出版物への掲載等により実施概要の周知を開始します。 ・ 免許人団体との協議の結果、不要と判断された周知媒体については、周知の実施を省略します。
開設指針第9項 第4号(3)
3. 実施手順の通知
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施手順の通知については、郵送(配達証明郵便)又は同等の手段により実施手順の通知を実施し、合意日から6か月以内に完了します。 ・ 実施手順の通知が対象免許人へ配達できない場合は、電話や訪問により、免許人住所の確認を実施します。
開設指針第9項 第4号(4)
1. 周知・通知の事前協議
<ul style="list-style-type: none"> ・ 免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。
開設指針第9項 第4号(5)
2. FPUとの協議
<ul style="list-style-type: none"> ・ FPUの対象免許人との協議については、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払方法・時期、周波数共用のための運用方法等について、平成25年4月から順次開始します。 ・ 対象免許人との協議に先立ち、免許人団体との間で、事前に対象免許人の意向に応じた選択肢を含めた枠組みを合意します。 ・ 対象免許人との協議については、個別訪問を行い、免許人団体との事前の枠組み合意の内容に沿って協議を実施します。 ・ 必要に応じて技術の専門家を交えて協議します。
3. ラジオマイクとの協議
<ul style="list-style-type: none"> ・ ラジオマイクの対象免許人との協議については、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払方法・時期、周波数共用のための運用方法等について、平成25年4月から、順次開始します。 ・ 対象免許人との協議に先立ち、免許人団体との間で、対象免許人の意向に応じた選択肢を含めた標準的な周波数移行フローを策定します。 ・ 対象免許人との協議については、個別訪問を行い、当該フローの内容に沿って協議を実施します。 ・ 必要に応じて技術の専門家を交えて協議します。

開設指針第9項 第5号(1)
1. 対象免許人・免許人団体との事前協議等の禁止
<ul style="list-style-type: none"> 開設指針に定められた事前協議の禁止に関する規定を遵守している旨を明記。
開設指針第9項 第5号(2)
2. 他の申請者との事前協議等の禁止
<ul style="list-style-type: none"> 開設指針に定められた事前協議の禁止に関する規定を遵守している旨を明記。
開設指針第9項 第5号(3)
3. 他の認定開設者との合意内容の公表
<ul style="list-style-type: none"> 終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と合意した内容をインターネットで公表すること等について明記。
開設指針第9項 第5号(4)
4. 窓口の設置
<ul style="list-style-type: none"> 問合せ窓口については、合意日から1か月以内に、電話及びメールによる専用窓口を設置します。 問合せ窓口の運営については、4者が共同で設立する一般社団法人が行います。(開設時は15名程度の体制で開始します) 一般社団法人が設置されるまでの期間は、一般社団法人設立準備室、もしくは各認定開設者にて窓口を設置します。 窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。
開設指針第9項 第5号(5)
5. 実施手順の通知内容の公表
<ul style="list-style-type: none"> 実施手順の通知内容をインターネットで公表することについて明記。
開設指針第9項 第5号(6)
6. 費用負担の公正確保
<ul style="list-style-type: none"> 終了促進措置に関する費用負担の公正が確保されるよう十分に配慮することを明記。

開設指針別表 3 の 3 の 1 (終了促進措置に関する事項について、対象免許人との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画)

対策及び体制に関する計画を有していること

1. 対策の観点での記載事項

- ・ 対象免許人との協議開始前に、実施手順の通知にアンケートを同封して対象免許人の意向・要望を把握します。
- ・ 免許人団体との協議においては、標準的な移行作業の条件を確認し、可能な限り定型化を行えるよう、移行フロー、工事手法、合意事項、契約内容など、複数の案を提示して協議を行うとともに、課題の抽出やアクションプランの検討を行い、免許人団体からの助言や要望を踏まえ、移行手順や移行費用に関する基本的な枠組みの合意を図ります。
- ・ 対象免許人との協議においては、免許人団体との協議により決定した複数の対応方法を用意し、費用の条件、製造業者や工事業者の選定、合意方法、合意できない場合の段階的な合意等、対象免許人の意向を踏まえ実施します。
- ・ 取替え工事費については、工事業者と協議した上で決定します。また、必要に応じて、販売会社への仲介の要請や第三者である専門家を交えた協議も実施します。
- ・ 終了促進措置の実施に関する具体的な内容については、免許人団体との協議により決定します。
- ・ 対象免許人との協議については、無線局数の多い対象免許人(FPUは在京キー局)から先行開始し、その対応状況を他の対象免許人の協議に活用します。
- ・ FPUについては、在京キー局に対し、各地域の系列局への情報提供を依頼します。
- ・ ラジオマイクについては、対象免許人への説明会を実施し、要望に応じて電話や個別訪問による説明を実施します。
- ・ 具体的な説明会の場所及び回数については、免許人団体からの助言を踏まえ決定します。
- ・ 対象免許人との協議において、対象免許人ごとに担当者制を導入し、複数名の担当者を配置します。
- ・ 対象免許人との間で、必要に応じて守秘義務契約を締結します。
- ・ 対象免許人から製造業者の指定がある場合は、集計して製造業者へ情報提供し、計画的な生産体制整備を依頼します。
- ・ ラジオマイクの機器調達について、認定後速やかに製造業者と協議して後継機の有無を確認し、後継機が無い場合は代替機を探し、必要に応じて開発を依頼します。
- ・ 必要に応じて、製造業者と製品開発状況を定期的に確認する会合を開催します。
- ・ 新周波数対応機器を、製造業者ごとに一定数確保し、希望に応じて貸出しを実施します。
- ・ 対象免許人の品質評価・機器選定等について、事前の確認ができるよう支援する等、伝搬特性や音声品質等に関する検証・評価を支援します。
- ・ 対象免許人から要望があった場合は、エリア設計に関する技術支援を実施します。また、基地局基盤の提供、その他技術的な支援等について、必要に応じて検討します。
- ・ 対象免許人から要望があった場合は、新周波数帯無線局の開設にあたり、ラジオマイクの使用場所や利用状況に応じたチャンネル設定を支援します。
- ・ 工事後についても安定運用、チャンネル設定等に関する技術サポートを実施します。
- ・ 終了促進措置の実施については、平成 26 年度末までに完了します。但し、対象免許人の個別事情に配慮し、要望があった場合には、個別に協議を実施した上で、旧周波数帯の設備が使用できるよう対応します。

- ・ 周波数共用時の運用調整について、現在の運用調整ルール・システムの活用を含め、免許人団体等と協議を行います。
- ・ 対象免許人からの要望があった際には、対象免許人と協議の上、干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。
- ・ 対象免許人の移行に関する問題等については、対象免許人との協議開始後も、定期的に連絡会を開催して対応策の検討を行い、認定開設者や免許人団体、必要に応じて対象免許人へそれぞれフィードバックを実施します。
- ・ 平成 24 年 10 月までに、干渉耐力評価を行うためのテストベッドを構築し、対象免許人、製造業者等に無償で開放します。終了促進措置完了後は関連団体への譲渡・活用も検討します。
- ・ 周波数共用期間中にバックアップとして LTE サービスを利用した映像中継システム(HD 対応)を貸与します。また、中継コースの LTE エリア最適化を実施します。
- ・ 平成 25 年 1 月までに周波数共用に関するフィールド試験環境を構築し、干渉影響、離隔距離等に関する検証を、対象免許人、免許人団体、製造業者と共同で実施します。

2. 体制の観点での記載事項

- ・ 対象免許人や免許人団体との協議、対象免許人への周知・通知、問い合わせ対応等を実施するため、平成 24 年 12 月を目途に 4 者共同で専門組織の一般社団法人を設立します。
- ・ 一般社団法人の要員については、開設時は 20 名程度で開始し、終了促進措置を円滑に実施できるよう適宜要員を増員します。
- ・ 一般社団法人の体制については、対象免許人の対応要員を各地域の拠点等に配置するほか、FPU、ラジオマイク、受信ブースター障害等をそれぞれ統括する各部署を設置します。
- ・ 一般社団法人の機関設計として、監査・監督等が行われるよう、監事および会計監査人を設置します。
- ・ 終了促進措置の実施にあたり、作業の遅延等が発生した場合には、遅延原因の調査を行い、要員の補充や原因の解決に努めます。
- ・ 終了促進措置のスケジュール等の共有、課題抽出・進捗確認等を実施するため、認定開設者、一般社団法人、免許人団体、製造業者等による連絡会を設置します。
- ・ 連絡会には FPU・ラジオマイクの各部会を設置します。
- ・ 対象免許人からの疑義や苦情を受け付け、相談内容に対する回答や助言、事実関係の確認等を行うため、一般社団法人内に、対象免許人のサポートセンターを設置します。
- ・ 必要に応じて、協議の斡旋・調停・仲裁を行う候補として弁護士を紹介します。
- ・ サポートセンターの中立性確保を図るため、必要に応じて学識経験者・弁護士等からなる監査用アドバイザーボードの設置も検討します。

3. その他の記載事項

- ・ 認定開設者 4 者は、専門組織である一般社団法人を共同で設立し、終了促進措置を推進します。
- ・ 認定開設者間または免許人団体等との協議により、開設計画の合意内容について見直すことがあります。